

介護保険はみんなで支えあう制度です

1 介護保険制度について

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定された時、費用の一部（原則10%）を支払って、介護サービスを利用する制度です。



◎要介護の認定が必要です。

介護サービスを利用するときは、要介護状態または要支援状態の認定を受けるために、町に要介護認定の申請を行う必要があります。（40歳から64歳までの方は、脳血管疾患など20の特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方以外は、対象となりません。）

年 齢	区 分	保険料支払い方法	納 期
40歳～64歳	第2号被保険者	国民健康保険加入者	町から送付する納付書で医療分とあわせて世帯主が支払う 4月～1月 10期
		その他健康保険加入者	医療分とあわせて給与から差し引き 毎月 12回
65歳以上	第1号被保険者	年金年額18万円以上（特別徴収）	年金から天引き 偶数月 年6回
		年金年額18万円未満（普通徴収）	町から送付する納付書で支払う 4月～1月 10期

2 介護保険料について

それぞれの区分に応じて保険料が算定されます。

◎40歳から65歳までの方（第2号被保険者）

所得によって異なり、加入している医療保険料と合わせて納めていただきます。

国民健康保険加入者	所得割+資産割+均等割+世帯割で算定し、限度額9万円となります。 ・所得割（被保険者全員の前年所得の0.8%） ・資産割（当該年度被保険者の固定資産税の4.5%） ・均等割（被保険者1人につき6,000円）・世帯平等割（3,900円） 所得により減額措置があります。詳しくは、町民課税務係 ☎72 2111 へ
その他健康保険加入者	給与及び賞与×介護保険料率

◎65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険は3年ごとに保険料の見直しをおこなっています。

保険料の額は、3年間（平成18年度から平成20年度）に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の約19%を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。

基準額：34,800円(年額) 2,900円(月額) 本人及び世帯員(住民票)の課税状況をもとに、6段階の保険料を設定しています。	町民税	第1段階	老齢福祉年金受給者 生活保護法被保護者	基準額の50%	17,400円	1,450円
		第2段階	年間所得80万円以下	基準額の50%	17,400円	1,450円
	非課税	第3段階	世帯全員非課税で 第2段階に該当しない方	基準額の75%	26,100円	2,175円
		第4段階	本人が町民税非課税の方	基準額	34,800円	2,900円
	課税	第5段階	本人の年間所得が 200万円未満の方	基準額の125%	43,500円	3,625円
		第6段階	本人の年間所得が 200万円以上の方	基準額の150%	52,200円	4,350円

◎お問い合わせ 保健福祉課 ☎72 1607 または ☎72 1603